

令和8年4月30日

保護者 様

船橋市立宮本小学校長

船橋市立学校における熱中症警戒アラートの運用について

日ごろから本市の教育活動にご理解とご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒アラートにつきましては、令和3年度より全国的に本格実施されております。船橋市から市民に向けた「熱中症警戒アラート発表」の周知については、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が33℃以上を観測した場合に周知されます。このことは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報提供であり、広く市民に対し周知しております。

しかしながら、学校現場においては、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が33℃以上を超えた場合としますと、教育活動が立ち行かなくなることから、本市の観測地点の暑さ指数（予測値）を用いて運用しております。

本校としましては、船橋市教育委員会作成「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」、「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」に基づき、教育活動を進めてまいります。活動中におきましては、児童生徒の体調管理には十分な配慮に努めるとともに運動後、帰宅途中においても児童生徒自身が熱中症対策を講じることができるよう指導してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」及び「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」につきましては、船橋市ホームページへの掲載をいたします。以下の二次元コードからご確認ください。



船橋市ホームページ

「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」